

第3回WGの振り返りと 今後のWGでの議論の進め方

令和4年11月22日

資源エネルギー庁

資源・燃料部 石油・天然ガス課

1. 第3回 事業推進WGでのご意見

2. 第3回 事業法WGでのご意見

3. 今後のWGでの議論の進め方

● CCSに関する提言

- 貯留事業は国の事業として実施する形で行う方が、地域住民の理解を得るのに円滑になるのではないかと。モニタリングについては手法を早期に確立することが必要。データについてもどのように公表するか考えるべき。
- 二重規制になることにより、事業者に過剰な負担をかけるのは避けるべきではあるが、一方で、住民の理解とのバランスを考えるべき。
- 事業者によるモニタリングの責任については、あらかじめ貯留事業権の発給時に、主体と場所について審査が行われていることを前提に考えるべき。
- 住民の理解を得るうえで、地元の産業に企業が残るのか、空洞化するのか、という点についても説明を行うべきではないか。
- 二重規制回避の必要性については（立法論の立場から）理解する。
- CCS事業関連の国際競争力、川下産業の国際競争力の観点から、海外と同様に結果として100%補助を認めるのもありうるのではないかと。国民負担の軽減の観点からは、補助金の付与に際してオークションを実施する等、コスト削減のインセンティブを与える方法論を検討すべき。
- CCSに関する安全性やモニタリングを通じた貯留の安全性の確保を行い、国民に広く情報開示して社会受容性を向上させることは重要。
- 法整備の一元化については、国際的に不利な状況にならないように、コスト低減も含め、日本の独自の規制、法整備とならないように進めるべき。
- 長期の支援の一貫性を確保すべき。Hard-to-abateとなる国内産業が海外に流出しないような制度設計を考えるべき。
- コスト低減と不確実性リスクの低減について努力をすべき。回収についてはコスト削減の余力がある。技術開発を進めるべき。
- バリューチェーンについては、①分離・回収と②輸送・貯留に分けて考える方法がある。②後者については、パブリック・プライベート・パートナーシップを取る事業もある。ただし、立ち上げ時は収益は安定しないため、CAPEX・OPEXへの直接補助金で国が支援する必要がある。収益も出るができて利益が出るようにあれば完全に事業として独り立ちが可能。①前者については、発電についてはFITのような仕組みが、産業部門については製品の国際競争力をそがないように、直接補助金の交付であっても排出権市場を整備したり、排出権を国が買い取るほか、税額控除を準備するなど様々な支援策を整備する必要があるのではないかと。
- 燃料に関する低炭素規制については、カリフォルニア州のLow Carbon Fuel Standardが参考になるのではないかと。
- 国民理解のためには、CCSの目的、気候変動が進むと災害により生命・財産の損害が増えるといった点も説明すべき。

● CCSに関する提言（その2）

- CCSの国民理解を得るうえで、将来的に低コスト・低エネルギー化にする技術体系があることを説明していくのも重要ではないか。
- CCSについて、補助金については将来の自立化が必要であること、財政資金を使う場合には最終的に国民負担になる点についてはしっかりと説明すべき。
- CO2の削減効果について、インベントリー上どのように扱うのか国際的な議論についてもフォローすべき。海外でのCCSについても、制度が重要な意味を持つ。
- CCSの持続可能性を高める観点から、①ビジネスモデルをいかに構築すべきであるか、より議論が深化すべき。②低コスト化を促進するためには異業種からの参入が重要であるが、どのように技術や投資環境を構築するのか、議論を深化すべき。
- CCS事業に向けては、自立化に向けた道筋やターゲットを明確にしておくことが必要ではないか。具体的には、コストについて、目標設定をすべきではないか。制度設計特にモニタリングなどの義務については、最適化が重要。

1. 第3回 事業推進WGでのご意見

2. 第3回 事業法WGでのご意見

3. 今後のWGでの議論の進め方

● 貯留事業権について

- 二酸化炭素の貯留区の規模については、二酸化炭素の広がりを踏まえて決定すべき。
- 貯留事業権は貯留層を包括的に支配する権利であるとする、物権としてみなす合理性はあるのではないか。また、開発を行っている鉱業権者が鉱区を有する場合において、入札を経ずに貯留事業権の申請が行えるとする点については、もともと当該鉱業権者が地質構造を十分知見を有しており、実質的に有利に立つことから考えても例外を付与することに合理性があるのではないか。

● 貯留事業に係る保安について

- CCSについて鉱害の防止が周辺環境のアセスメントの実施という概念がなければこれを含めるべき。
- モニタリングの国への責任移管については、貯留事業者におけるモニタリングの有限化は必然と考えるべき。
- 事業者によるモニタリング期間については、二酸化炭素の安定化が確認できるのであれば、短縮できるものとするべき。
- 二酸化炭素を大量に扱う点については、これまでの産業ガスとしての扱いと変えるべき点があると考えられるので、配慮した技術基準を策定すべき。

● 貯留事業に係る損害賠償について

- 二酸化炭素の損害については、地震など貯留サイトの外に関する保安責任をよく検討していく必要がある。
- 貯留事業者の責任が有限化されることはモラルハザードとならないように配慮することが必要。国にモニタリングの責任が移管された場合にも何等の責任も負わないとすべきではない。
- CCSは地層を壊したり、熱変化を加えたりするものではないため、基本的に地震が起こらないように実施していく事業。地震に対する責任を負う場合は、あくまで因果関係がある場合に限るべき。
- 天災その他の不可抗力については、事業者の責任を問わない形とすべき。
- 貯留事業権の放棄については、条件を付すべき。CCS事業者間のイコールフットイングをいかに確保すべきか、検討すべき。
- 賠償責任については、「責任の限界」とすると整理学に誤解を生じうるので変更すべき。

1. 第3回 事業推進WGでのご意見

2. 第3回 事業法WGでのご意見

3. 今後のWGでの議論の進め方

本日も議論いただきたいこと／今後の進め方

- 今回（第4回）は、国民方々の理解を得ながらCCS事業を進める点、海外CCSを進める意義と課題について議論をいただく予定。
- また、前回（第3回）WGで各委員からの指摘を踏まえて、「CCS事業への政府支援の在り方」の素案をお示しするため、ご質問及びご意見をいただきたい。
- 今回でWGとしてはいったん終了し、次回（12月20日で調整中）は検討会において最終とりまとめを行う予定。

第4回以降のWGでの議論予定の論点

◆ 12月20日（P） 第6回CCS長期ロードマップ検討会 最終とりまとめ

※今後の議論の方向性次第で変更の可能性あり。